

社会保険

あいち

〇-----
とじて保管しましょう
-----〇



三河一色大提灯まつり (西尾市)

《今月の主な内容》

- 「随時改定（月額変更届）」の留意点についてお知らせします
- 従業員の皆さまに「標準報酬月額」または「標準賞与額」をお知らせください
- 知っていますか？ 接骨院・整骨院のかかり方
- 健康に役立つ動画！「協会けんぽあいちコラボヘルス」（WEBサイト）に掲載しています
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- タイムズカーレンタル 優待サービスの終了について

「事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **564**

2024年7月

（隔月発行）

職場内で回覧しましょう

「随時改定(月額変更届)」の留意点についてお知らせします

随時改定(月額変更届)でお問い合わせの多い事例をご紹介します。
届書作成時の参考にぜひご覧ください。

Q. 算定基礎届と月額変更届(7月・8月・9月改定分)では、どちらの標準報酬月額が優先されますか？

A. 7月、8月または9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。このため、算定基礎届の提出後であっても、7月、8月または9月の随時改定に該当した場合は、月額変更届を提出してください。

なお、7月、8月または9月の随時改定に該当することが予定されている被保険者について、事業主が申出を行った場合は、算定基礎届の提出を省略できます。

Q. 基本給(時間給)に変更はありませんが、勤務体系(契約時間)が変更となりました。随時改定の対象となりますか？

A. 時給単価の変動はなく契約時間のみが変わった場合でも、固定的賃金の変動に該当するため、随時改定の対象となります。

Q. 給与体系が歩合制で、毎月の収入が一定ではありませんが、随時改定の対象となりますか？

A. 給与体系が歩合制で、毎月の収入が一定ではない場合は、固定的賃金の変動に該当しないため、随時改定の対象となりません。ただし、歩合給の単価や歩合給の支給率の変更があった場合は、固定的賃金の変動に該当するため、随時改定の対象となります。

Q. 同一月に固定的賃金の増額と減額が同時に発生した場合(手当の廃止と創設等)、増額改定と減額改定のどちらの対象となりますか？

A. 複数の固定的賃金の増減要因が同時に発生した場合、それらの影響によって固定的賃金の総額が増額するのか減額するのかを確認し、増額改定・減額改定のいずれの対象となるか判断します。

例えば、定額の手当が廃止され、その手当と同額の手当が新たに創設された場合など、固定的賃金に変更が生じないケースは、随時改定の対象となりません。

Q. 従業員から家族手当の申請手続きが遅れたため、家族手当をさかのぼって支給しました。この場合の随時改定の起算月は、家族手当を本来支給するべき月と実際に支給をした月のどちらになりますか？

A. 給与の計算誤りや従業員からの各種手当の申請遅れにより、さかのぼって手当を支給した場合は、本来支給するべき月を起算月として月額変更に応用するか判断します。

(例) 令和5年9月から家族手当の支給要件に該当したが、申請手続きが遅れて、令和5年10月に令和5年9月分と令和5年10月分の2カ月分の家族手当を支給した場合
➡ 令和5年9月が起算月となり、随時改定に該当する場合、令和5年12月が改定月となる。

随時改定(月額変更届)にかかる制度概要や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。

右のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>



従業員の皆さまに「標準報酬月額」または「標準賞与額」をお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」・「算定基礎届」・「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を、「賞与支払届」により「標準賞与額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」「標準賞与額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまにお知らせしています。

標準報酬月額や標準賞与額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。通知を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）の方に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）の方に必ずお知らせください。

事業所整理記号・事業所番号の記入もれ・記入誤りにご注意ください

「事業所整理記号」「事業所番号」は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所ごとに払い出しています。

届書をご提出いただく際には、**事業所の「事業所整理記号」「事業所番号」を忘れずに、正確にご記入ください。**記入がない場合、事業所の特定に時間を要し、保険証の発行等の遅れにつながります。

特に記入もれ・記入誤りが多い項目ですので、ご注意くださいようお願いいたします。

（届書に記入欄がない場合は記入不要です。）

なお、**「事業所整理記号」および「事業所番号」は、各種適用関係通知書や納入告知書等で確認できます。**年金事務所にお電話でご照会いただいても、お答えできませんのでご注意ください。

事業所整理記号と事業所番号を忘れずに、正確に記入してください。

知っていますか？

接骨院・整骨院のかかり方

接骨院や整骨院で柔道整復師による施術を受ける際には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

詳しくはこちらも
ご確認ください。



健康保険が使えるケース

負傷原因がはっきりしている 外傷性の負傷

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷(肉離れなど)
- 骨折
- 脱臼

※ 骨折・脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。



健康保険が使えないケース

原因不明の痛み、病気による痛みなど

- 日常生活や加齢により生じる筋肉疲労、肩こり、腰痛など
- 病気(五十肩・関節炎・ヘルニア・リウマチ・神経痛など)による痛み
- スポーツなどによる疲労・筋肉痛
- 骨盤矯正などの整体
- マッサージ代わりの利用
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中のケガ

接骨院・整骨院にかかるときのポイント

負傷の原因を 正しく伝えましょう

「いつ」「どこで」「何をしているときに」負傷したのかを正確に話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が業務上によるもので労災保険の適用となる場合、健康保険は使えません。

「療養費支給申請書」の内容をよく 確認し、必ず自分で署名しましょう

「療養費支給申請書」は柔道整復師が本人に代わって施術費用(窓口支払分を除く)を協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。申請書の委任欄に署名する場合は、負傷名・施術日数・金額をよく確認しましょう。

領収証を もらいましょう

領収証を必ず受け取り、大切に保管してください。なお、領収証は医療費控除を受ける際にも必要となる場合があります。

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられます。

一度、医師の診察を受けてみましょう。

健康に役立つ動画！「協会けんぽあいちコラボヘルス」 (WEB サイト) に掲載しています

メンタルヘルス対策

基礎からしっかり学んでいただける内容となっておりますので、社員向け研修などにご活用ください。

基礎編

- ・メンタルヘルスとは？
- ・企業にとってメンタルヘルス対策はなぜ必要？
- ・厚生労働省指針「心の健康づくり計画」とは？
- ・メンタル不調者が出た時の対応の基本
- ・診断書が出てから職場復帰までの流れ

実践編

- ・メンタルヘルス対策は具体的に何をするのか？
- ・管理監督者が実施すること
- ・パワハラ対策



メタボ対策

愛知支部では、メタボリックシンドロームのリスクのある方の割合が全国平均と比べると高めとなっております。社内の広報誌やメールなどで、健康づくりの情報提供としてご活用ください。



メタボ基礎知識篇

- ・メタボリックシンドロームとは？
- ・予防や解消方法などの基礎知識

食事のひと工夫篇

- ・コンビニ食の活用方法
- ・飲酒や欠食の影響

特定保健指導篇

- ・特定保健指導とは？
- ・体験者の皆様からいただいたご意見などを紹介

女性のライフステージ篇

- ・年齢とともに気になる女性の体質の変化

「協会けんぽあいちコラボヘルス」サイトとは？

健康づくりを進めるためのサポートツールが満載のWEBサイトです。
事業所内の健康づくりにぜひご活用ください。

コラボヘルスサイトは
こちらから

協会けんぽあいち コラボヘルス

検索

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので
健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面（4,5ページ）についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL: 052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは
郵送でお願い
します



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録！

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガジン

検索





～日本の健康・世界の健康～

国際保健？ グローバルヘルス？

名古屋市立大学大学院看護学研究科 国際保健看護学 教授 樋口 倫代

私は現在の職場で、看護学研究科の「国際保健看護学」という領域にいます。前職は医学系研究科の「国際保健医療学」教室でした。「国際〇〇」という名称はありがちですが、保健医療における「国際」とは何なのでしょう？

私が「国際保健」を志し、病院の勤務医を辞して留学したのは今世紀に入る少し前でした。その後足掛け11年間、海外で大学院生活と保健活動を経験しました。（自分では「海外放浪修行期間」と呼んでいます！）もともと自分で志したとは言え、「国際保健」って一体何なんだろう？？という思いを持ち続けていました。

2009年から日本に定住し、縁あって大学で「国際保健」関連科目を教える立場になりました。それで、いろいろなテキストをあたって、「国際保健とは？」を整理してみたのですが、歴史的に3つの流れがあるのではないかと理解するようになりました。

まず1つが、「国境を超えた健康問題対策」からの発展です。ヨーロッパでは国と国が地続きです。国を超えて川も流れています。そのような状況で、コレラなどの感染症に対して1国のみで対策することは不可能でした。19世紀中頃にそのための国際会議が発足し、約半世紀にわたる長い協議を経て、感染対策のための国際協定が締結されたそうです。これを運用するための国際機関もでき、後の世界保健機関（WHO）の設立にもつながりました。最近では、新型コロナウイルス感染症対策が1国だけではなし得なかったことは記憶に新しいと思います。また、地球温暖化の健康被害への対策なども1国では成し得ないことは想像しやすいでしょう。

もう1つには、「人道・社会正義の観点」からの発展があると考えます。やはり19世紀中頃、戦争時の国際的な救護団体の必要性を訴える赤十字運動が起こりました。このような戦時人道援助は国を超えた協調がなくては不可能です。国際的な緊急人道援助は、大災害の時には必要とされてきました。もちろん、保健医療において人道・社会正義の観点が必要とされるのは緊急時だけではなく、健康を享受することは基本的人権である、ということは、世界的に繰り返し確認されています。そして、すべての人が健康を享受できること、すなわち健康における公正が、世界的な目標として掲げられ続けています。「すべての人に健康を」という考え方は、国際保健の要だと考えます。一方、どのような保健医療活動も人道・社会正義にのっとっているはずで、国際保健が特別というわけではないとも言えます。

国際保健には「開発援助の一部としての国際保健医療協力」という側面もあります。第二次世界大戦後、いわゆる先進国は、いわゆる開発途上国に対してさかんに開発援助をしてきました。（注：「先進国」「開発途上国」という用語は、最近はあまり使われなくなっています。）開発援助と言えば、ダムや橋、高速道路といったインフラ整備を思い浮かべやすいです

が、開発途上国には、先進国の援助による保健医療プロジェクトが数多くあります。病院建設や保健医療従事者養成などが典型的です。経済発展を遂げるためにはそこでくらす人々が健康である必要があり、経済開発のためには健康な労働力、健康な購買者の維持が必要だという要素もあったと言われています。ただ、開発援助も経済開発最優先から、社会開発や人間開発を重視するようにシフトしてきています。そもそも、国際保健医療協力に携わっている人で、経済開発のための健康だと思ってやっている人は少ないでしょう。自分が関わっている地域の人びとが置かれている健康格差—例えば乳幼児死亡率が高いことなど—に問題意識を持ち、その地域の健康向上に少しでも協力したいという思いで活動していると思います。

そう考えると、特に平時の人道・社会正義の観点からの国際保健と、開発援助の一部としての国際保健医療協力の境界はあまりないのかもしれない。さらに言えば、人の健康に関わることについて、国内とか国際とか区別する必要はないように思えてきます。

さて、私も長らく所属している「日本国際保健医療学会」という、日本で国際保健にかかわる人たちの団体があります。この学会が2001年に「国際保健医療学」とは何かということについて見解を示しました。それによると、「全世界的な立場でみた場合に、健康水準、保健医療に見られる国、地域的な違いや格差が、どの程度であれば容認しがたいと考えるか、そのような違いや格差が生じたことにはどのような要因が関連しているか、さらにそれを容認できる程度まで改善するにはどのような方策があるかを研究し、解明する学問としています。

それから四半世紀近くが過ぎました。この間「国際保健」のありようや実際の活動は大きく変化したと感じます。象徴的なこととして、かつて英語では、「international health（インターナショナルヘルス）」という用語が使われてきましたが、最近目にするものが減りました。代わりに使われるようになってきたのが「global health（グローバルヘルス）」です。internationalには文字通り国と国のつながりという意味合いがあるのですが、グローバル化に伴って健康課題もglobal（地球規模）になってきていることや、昨今の健康課題は、国以外の、例えば市民社会や企業などの関わりも重要になってきたからだとされています。前述の日本国際保健医療学会は2022年に英語名称の学会名の「国際保健医療」にあたる部分をinternational healthからglobal healthに変更し、ロゴも変わりました。ただ、2001年に示した定義は維持しています。

重要なことは、用語や呼称の問題ではなく、小さなコミュニティであっても、地球規模であっても、また、国際的にやるかどうかでもなく、やはりめざすべきことは「すべての人に健康を」ということなのだと考えます。

被保険者データのCDによる提供は終了するため、 被保険者データの受け取りは、 オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください

日本年金機構では、各種手続きのオンライン化を進めており、令和5年1月から社会保険に関する各種情報、通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。本サービスでは、届書作成プログラムで使用するための被保険者データをオンラインで提供しています。

これを踏まえ、ご希望の事業主の方に郵送している被保険者データを収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、令和7年3月をもって終了する予定です。

なお、オンライン事業所年金情報サービスは、現在、GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から、以下の方も利用可能とする等のサービスの拡大を予定しています。

- ・電子証明書をお持ちの事業主の方
- ・社会保険事務を受託している社会保険労務士の方

被保険者データの受け取りは、「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用いただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

退職して、国民年金に加入したら「国民年金基金」へ加入をご検討ください

公的な個人年金「国民年金基金」とは

国民年金基金は、自営業など国民年金の第1号被保険者の方が、自分で国民年金に上乗せできる公的な個人年金です。加入することで、自営業などの方もサラリーマン等のように『2階建て』の年金が受けられます。

● 加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方

「税金」がお得!

掛金は全額所得控除(社会保険料控除)の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
※海外居住されている方は、原則、所得控除が受けられません。

生涯お受け取り!

生涯にわたって年金を受け取ることができる終身年金なので、長い老後の生活に備えることができます。



国民年金基金

老齢基礎年金
(国民年金)

上乗せ部分

共通部分

企業年金等

老齢厚生年金

老齢基礎年金
(国民年金)



● 資料請求時に、ご予算にあわせてプランを作成し、送らせていただきます。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9F
全国国民年金基金 東海支部

フリーダイヤル **0120-65-4192**

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp>

全国国民年金基金

Q 検索

詳しくはこちら



タイムズカーレンタル

優待サービスの終了について

愛知県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方は、タイムズカーレンタルの優待サービスが受けられます。インターネット予約の場合に限り、レンタカー全車種が通常料金の25%OFFでご利用いただけます。申込は、愛知県社会保険協会ホームページ内の専用バナーをクリックして予約手続きを行ってください。なお、優待サービスは、2024年8月31日ご帰着分をもって終了いたします。

割引券・補助券・助成券 申込募集中

会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

① ボウリング割引券 発行のご案内

● ご利用対象者 会員事業所の被保険者とそのご家族

愛知県社会保険協会の契約施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、お一人様2ゲーム以上のご利用で1ゲームが無料となります。

● ご利用期限 2025年3月31日(月)

② 日帰り入浴利用補助券 発行のご案内

🔥 ご利用対象者 会員事業所の被保険者とそのご家族

愛知県社会保険協会の契約施設をご利用の際に、「補助券」を利用すると、入浴料金の割引を受けることができます。

🔥 ご利用期限 2025年3月31日(月)

③ 温泉宿泊助成券 発行のご案内

🔥 ご利用対象者 会員事業所の従業員とそのご家族及びご同行の方(ただし、小学生以上)

🔥 ご利用期限 (下呂温泉) 2024年12月31日(火)宿泊分
(ぎふ長良川温泉) 2025年3月31日(月)宿泊分

愛知県社会保険協会が契約している下呂温泉、ぎふ長良川温泉にご宿泊の際、「助成券」を利用すると、1泊につき500円割引となります。

※上記①～③の割引券等は、2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所に対して発行いたします。

申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。
(必ず、必要な申込書の種類、貴事業所の名称及びFAX番号を記入してください。)

会費納入のお礼

ご協力ありがとうございました

2024年度の社会保険協会費の納入につきましては、多くの事業所様から早期納入にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、納入がお済みでない事業所様におかれましては、5月にお送りしております「払込取扱票」(郵便局・コンビニエンスストア用)により、お早めに納入していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。
(コンビニエンスストアでは、2024年8月16日以降は納入できなくなります。)

▶▶▶ 会費の納入は「口座振替」をご利用ください ◀◀◀

社会保険協会費の納入には、「口座振替」がご利用できます。手数料は不要ですので、是非ご利用ください。

《お手続き方法》

- ①愛知県社会保険協会のホームページ(入会のご案内 会費・変更届)より「口座振替依頼書」(PDF)をプリントアウトする。または、愛知県社会保険協会に「口座振替を希望」の旨ご連絡をいただければ用紙を送付いたします。
- ②口座情報等の所定事項を記入し、金融機関お届出印を押印する。
- ③愛知県社会保険協会へ送付する。(事業所様で控が必要な場合は、送付前にコピーをして控としてください。)

社会保険 あいち No.564

— 令和6年7月発行 —

記事提供：日本年金機構大曽根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>